

★ 実質的支配者が申出会社の株式を直接保有しているか、間接的に保有しているかによって、異なります。

- ・ **直接保有している場合** → **㉟実質的支配者情報一覧**
- ・ **間接的に保有している場合** → **㉟実質的支配者情報一覧 + ㊿別紙**

※ 申出書等の様式及び記載例は岡山地方法務局のホームページに掲載しています。  
 ([https://houmukyoku.moj.go.jp/okayama/page000001\\_00156.html](https://houmukyoku.moj.go.jp/okayama/page000001_00156.html))

(日本産業規格A列4番)

### 実質的支配者情報一覧

(商号) \_\_\_\_\_ (会社法人等番号) \_\_\_\_\_  
 (本店) \_\_\_\_\_  
 (作成年月日) **㉟** \_\_\_\_\_ (作成者(代表者)) \_\_\_\_\_

以下の情報は、\_\_\_\_\_ 現在の実質的支配者情報である。

**実質的支配者の該当事由(①又は②のいずれかの左側の口内に✓印を付してください。)(※1)**

① 会社の議決権の総数の50%を超える議決権を直接又は間接に有する自然人(この者が当該会社の事業経営を実質的に支配する意思又は能力がないことが明らかな場合を除く。): 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則(以下「犯収法施行規則」という。)第11条第2項第1号参照

② ①に該当する者がいない場合は、会社の議決権の総数の25%を超える議決権を直接又は間接に有する自然人(この者が当該会社の事業経営を実質的に支配する意思又は能力がないことが明らかな場合又は他の者が会社の議決権の総数の50%を超える議決権を直接又は間接に有する場合を除く。): 犯収法施行規則第11条第2項第1号参照

実質的支配者の本人特定事項等(※2, ※3)						
1番	住居	国籍等	日本・その他 (※4)	議決権割合	%	(間接保有)有・無(※5) ※有の場合は別紙に支配関係図を記載
	フリガナ	生年月日	(昭和・平成・西暦) 年 月 日生			
	氏名(※6)	実質的支配者該当事由の添付書面		実質的支配者の本人確認の書面		
		実質的支配者の本人確認の書面				
2番	住居	国籍等	日本・その他 (※4)	議決権割合	%	(間接保有)有・無(※5) ※有の場合は別紙に支配関係図を記載
	フリガナ	生年月日	(昭和・平成・西暦) 年 月 日生			
	氏名(※6)	実質的支配者該当事由の添付書面		実質的支配者の本人確認の書面		
		実質的支配者の本人確認の書面				
3番	住居	国籍等	日本・その他 (※4)	議決権割合	%	(間接保有)有・無(※5) ※有の場合は別紙に支配関係図を記載
	フリガナ	生年月日	(昭和・平成・西暦) 年 月 日生			
	氏名(※6)	実質的支配者該当事由の添付書面		実質的支配者の本人確認の書面		
		実質的支配者の本人確認の書面				

(別紙) **㊿** (日本産業規格A列4番)

実質的支配者の番号 番 \_\_\_\_\_ (支配関係図)

実質的支配者の番号 番 \_\_\_\_\_ (支配関係図)

# 申出人が作成する書類 ～実質的支配者リスト（直接保有①）～

## 【直接保有の例】

申出会社（第一電気機器株式会社）の代表者（法務太郎）が、当該申出会社の議決権の100%を直接有している場合

③

登記事項証明書の記載を参考に記載してください。

(日本産業規格A列4番)

### 実質的支配者情報一覧

(商号) 第一電気機器株式会社 (会社法人等番号) 2600-01-234567  
 (本店) 岡山市北区南方八丁目3番24号  
 (作成年月日) 令和4年10月1日 (作成者(代表者)) 法務太郎

以下の情報は、令和4年10月1日 現在の実質的支配者情報である。

実質的支配者の該当事由(①又は②のいずれかの左側の口内に✓印を付けてください。)(※1)

① 会社の議決権の総数の50%を超える議決権を直接又は間接に有する自然人（この者が当該会社の事業経営を実質的に支配する意思又は能力がないことが明らかな場合を除く。）：犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（以下「犯取法施行規則」とする。）第11条第2項第1号を参照

(日本産業規格A列4番)

### 実質的支配者情報一覧

(商号) 第一電気機器株式会社 (会社法人等番号) 2600-01-234567  
 (本店) 岡山市北区南方八丁目3番24号  
 (作成年月日) 令和4年10月1日 (作成者(代表者)) 法務太郎

以下の情報は、令和4年10月1日 現在の実質的支配者情報である。

**申出をする日前1月以内の日**を記載してください。

※ この「実質的支配者情報一覧」には、申出日からさかのぼって1か月以内のある時点における実質的支配者の情報を記載してください。

※1 ①の50%及び②の25%の計算は、次に

(1) 当該自然人が有する当該会社の議決権が  
 (2) 当該自然人の支配法人（当該自然人がその支配する意思又は能力を有する法人又はその一若しくは二以上の支配法人又は当人は、当該自然人の支配法人とみなす。）が有する議決権の総数の50%以上を有する自然人は、当該自然人の支配法人とみなす。

※2 「住居、氏名」欄には、①の場合は、該当する住所、氏名を記載する。

※3 犯取法施行規則第11条第4項によって、「住所、名称」を記載する。

※4 「国籍等」欄は、日本国籍の場合は「日本」を○で囲み、日本国籍を有しない場合は「その他」を○で囲んで具体的な国名等を（ ）内に記載する。

※5 議決権の全部又は一部を間接保有する場合には「有」を、全部直接保有する場合には「無」を○で囲む。

# 申出人が作成する書類 ～実質的支配者リスト（直接保有②）～

(商号) 第一電気機器株式会社 (会社法人等番号) 2600-01-234567  
 (本店) 岡山市北区南方八丁目3番24号  
 (作成年月日) 令和4年10月1日 (作成者(代表者)) 法務太郎  
 以下の情報は、令和4年10月1日 現在の実質的支配者情報である。



実質的支配者の該当事由(①又は②のいずれかの左側の口内に✓印を付してください。)(※1)  
 ① 会社の議決権の総数の50%を超える議決権を直接又は間接に有する自然人(この者が当該会社の事業経営を実質的に支配する意思又は能力がないことが明らかな場合を除く。): 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則(以下「犯収法施行規則」という。)第11条第2項第1号参照  
 ② ①に該当する者がいない場合は、会社の議決権の総数の25%を超える議決権を直接又は間接に有する自然人(この者が当該会社の事業経営を実質的に支配する意思又は能力がないことが明らかな場合又は他の者が会社の議決権の総数の50%を超える議決権を直接又は間接に有する場合を除く。): 犯収法施行規則第11条第2項第1号参照

## 実質的支配者の該当事由(①又は②のいずれかの左側の口内に✓印を付してください。)(※1)

- ① 会社の議決権の総数の50%を超える議決権を直接又は間接に有する自然人(この者が当該会社の事業経営を実質的に支配する意思又は能力がないことが明らかな場合を除く。): 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則(以下「犯収法施行規則」という。)第11条第2項第1号参照
- ② ①に該当する者がいない場合は、会社の議決権の総数の25%を超える議決権を直接又は間接に有する自然人(この者が当該会社の事業経営を実質的に支配する意思又は能力がないことが明らかな場合又は他の者が会社の議決権の総数の50%を超える議決権を直接又は間接に有する場合を除く。): 犯収法施行規則第11条第2項第1号参照

### 対象となる実質的支配者該当事由

以下の①から④までの実質的支配者該当事由(犯収規則第11条第2項)のうち、**①及び②(同項第1号)を対象とする。**

#### 本制度の対象

議決権の50%超を直接・間接に保有する自然人がいる **YES** → **① 当該自然人**  
 (当該法人の事業経営を実質的に支配する意思又は能力を有していないことが明らかな場合を除く。)

議決権の25%超を直接・間接に保有する自然人がいる **YES** → **② 当該自然人**  
 (当該法人の事業経営を実質的に支配する意思又は能力を有していないことが明らかな場合を除く。)

出資, 融資, 取引その他の関係を通じて事業活動に支配的な影響を有する自然人がいる **YES** → **③ 当該自然人(対象外)**  
 (同項第2号)

**④ 法人を代表し, 業務を執行する自然人(対象外)**  
 (同項第4号)

- ※ 持分会社(同項第3号)は本制度の対象としない。
- ※ 国, 地方公共団体, 上場会社等は, 自然人とみなされる(同条第4項)。

上記該当事由の  
**①の口**に**チェック**

# 申出人が作成する書類 ～実質的支配者リスト（直接保有③）～

「犯収法施行規則」という。）第11条第2項第1号参照

□ ② ①に該当する者がいない場合は、会社の議決権の総数の25%を超える議決権を直接又は間接に有する自然人（この者が当該会社の事業経営を実質的に支配する意思又は能力がないことが明らかな場合又は他の者が会社の議決権の総数の25%を超える議決権を直接又は間接に有する場合は除く。）の氏名を記載し、犯収法施行規則第11条第2項第1号参照

③

実質的支配者の本人特定事項等(※2, ※3)

実質的支配者の本人特定事項等(※2, ※3)

1 番	住居 ①	岡山市北区番町五丁目4番20号	② 国籍等 ③	日本・その他 (※4)	議決権 割合 ④	100% (間接保有) 有 無 (※5) ※有の場合は別紙に支配関係図を記載
	氏名 (※6) ⑤	フリガナ ホウム タロウ 法務太郎	生年月日 ⑥	昭和・平成・西暦 33年12月18日生		
		実質的支配者 該当性の添付書面	申出会社の株主名簿の写し			
		実質的支配者の 本人確認の書面	運転免許証の写し			

**実質的支配者の本人特定事項**として、**⑤実質的支配者の氏名（フリガナを含む。）・①住居・②国籍等・⑥生年月日**を記載してください。

(注1) 実質的支配者が「外国人」である場合

氏名欄(⑤)に当該外国人の氏名をアルファベット表記(漢字圏の外国人の氏名については漢字との併記をすることができる。)し、フリガナをカタカナで表記し、国籍等欄(②)にその国籍に係る国名又は地域名を記載する。

(注2) 実質的支配者が「自然人とみなされる上場会社等」である場合

住居欄(①)に本店の所在場所を、氏名欄(⑤)に商号を、それぞれ記載する。国籍等欄(②)及び生年月日欄(⑥)への記載は不要である。

議決権割合欄(④)には、「**申出会社に係る直接又は間接に有している議決権の割合を合計した割合**」を記載してください。

また、**間接に有している議決権の有無**も記載してください。

**直接保有の場合には、「無」を選択**してください。

# 申出人が作成する書類 ～実質的支配者リスト（直接保有④）～

C 実質的支配者の本人特定事項等(※2, ※3)						
1 番	住居	岡山市北区番町五丁目4番20号	国籍等	日本・その他 (※4)	議決権 割合	100% (間接保有) 有 無 (※5) ※有の場合は別紙に支配関係図を記載
	氏名 (※6)	フリガナ ホウム タロウ  法務太郎	生年月日	昭和・平成・西暦 33年12月18日生		
			力 実質的支配者 該当性の添付書面	申出会社の株主名簿の写し		
			キ 実質的支配者の 本人確認の書面	運転免許証の写し		

**実質的支配者該当性の添付書面欄 (力)** には、「実質的支配者情報一覧に記載されている者が実質的支配者に該当することを裏付ける基本的な資料」を記載してください。

具体的には、添付書面の種類に応じて、「**申出会社の株主名簿の写し**」、「**申出会社の申告受理及び認証証明書**」、「**申出会社の確定申告書別表二の写し**」と記載してください。

この「実質的支配者情報一覧に記載されている者が実質的支配者に該当することを裏付ける基本的な資料」は、**必ず添付**してください。

**実質的支配者の本人確認の書面欄 (キ)** には、「実質的支配者情報一覧に実質的支配者として記載された者の本人確認書面」を記載してください。

具体的には、例えば、**運転免許証の表裏両面の写し**（当該実質的支配者が原本と相違ない旨記載し、**記名したもの**）を添付するのであれば、「**運転免許証の写し**」と記載してください。

申出会社が常に取得できるものではないため、この「実質的支配者情報一覧に実質的支配者として記載された者の本人確認書面」を**添付するかどうかは任意**となっています。

**添付しないのであれば、空欄ではなく、必ず「なし」と記載**してください。

# 申出人が作成する書類 ～実質的支配者リスト（直接保有⑤）～

③

(日本産業規格A列4番)

## 実質的支配者情報一覧

(商号) 第一電気機器株式会社 (会社法人等番号) 2600-01-234567  
 (本店) 岡山市北区南方八丁目3番24号  
 (作成年月日) 令和4年10月1日 (作成者(代表者)) 法務太郎

以下の情報は、令和4年10月1日現在の実質的支配者情報である。

実質的支配者の該当事由(①又は②のいずれかの左側の口内に✓印を付けてください。)(※1)

- ① 会社の議決権の総数の50%を超える議決権を直接又は間接に有する自然人(この者が当該会社の事業経営を実質的に支配する意思又は能力がないことが明らかな場合を除く。): 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則(以下「犯収法施行規則」という。)第11条第2項第1号参照
- ② ①に該当する者がいない場合は、会社の議決権の総数の25%を超える議決権を直接又は間接に有する自然人(この者が当該会社の事業経営を実質的に支配する意思又は能力がないことが明らかな場合又は他の者が会社の議決権の総数の50%を超える議決権を直接又は間接に有する場合を除く。): 犯収法施行規則第11条第2項第1号参照

実質的支配者の本人特定事項等(※2, ※3)

番号	氏名(※6)	住所	国籍等	生年月日	議決権割合	備考
1番	法務太郎	岡山市北区番町五丁目4番20号	日本・その他(※4)	昭和・平成・西暦 33年12月18日生	100% (間接保有)有・無(※5)	※有の場合は別紙に支配関係図を記載
2番					% (間接保有)有・無(※5)	※有の場合は別紙に支配関係図を記載
3番					% (間接保有)有・無(※5)	※有の場合は別紙に支配関係図を記載

- ※1 ①の50%及び②の25%の計算は、次に掲げる割合を合計した割合により行う(犯収法施行規則第11条第3項)。  
 (1) 当該自然人が有する当該会社の議決権が当該会社の議決権の総数に占める割合  
 (2) 当該自然人の支配法人(当該自然人がその議決権の総数の50%を超える議決権を有する法人をいう。この場合において、当該自然人及びその若しくは二以上の支配法人又は当該自然人の若しくは二以上の支配法人が議決権の総数の50%を超える議決権を有する他の法人は、当該自然人の支配法人とみなす。)が有する当該会社の議決権が当該会社の議決権の総数に占める割合
- ※2 「住居、氏名」欄には、①の場合は、該当する者1名を記載し、②の場合は、該当者全員を記載する。
- ※3 犯収法施行規則第11条第4項によって、上場企業等及びその子会社は自然人とみなされるので、上記自然人の「住居、氏名」欄に、その「住所、名称」を記載する。
- ※4 「国籍等」欄は、日本国籍の場合は「日本」を○で囲み、日本国籍を有しない場合は「その他」を○で囲んで具体的な国名等を( )内に記載する。
- ※5 議決権の全部又は一部を間接保有する場合には「有」を、全部直接保有する場合には「無」を○で囲む。
- ※6 外国人の氏名は、アルファベットで表記(漢字圏の外国人の氏名については漢字との併記可)し、フリガナをカタカナで表記する。



# 申出人が作成する書類 ～実質的支配者リスト（間接保有①）～

## 【間接保有の例】

申出会社（第一電気機器株式会社）の議決権の総数の40%を法務太郎が直接保有し、同総数の26%を法務三郎が直接及び間接（直接：6%、間接：20%）に保有している場合

(日本産業規格A列4番)

### 実質的支配者情報一覧

(商号) 第一電気機器株式会社 (会社法人等番号) 2600-01-234567  
(本店) 岡山市北区南方八丁目3番24号  
(作成年月日) 令和4年10月1日 (作成者(代表者)) 法務太郎

以下の情報は、令和4年10月1日 現在の実質的支配者情報である。

実質的支配者の該当事由(①又は②のいずれかの左側の口内に✓印を付してください。)(※1)

(日本産業規格A列4番)

### 実質的支配者情報一覧

(商号) 第一電気機器株式会社 (会社法人等番号) 2600-01-234567  
(本店) 岡山市北区南方八丁目3番24号  
(作成年月日) 令和4年10月1日 (作成者(代表者)) 法務太郎

以下の情報は、令和4年10月1日 現在の実質的支配者情報である。

2番

氏名(※6) 法務三

3番

住居

フリガナ

氏名(※6)

③

登記事項証明書に記載を参考に記載してください。

**申出をする日前1月以内の日**を記載してください。

※ この「実質的支配者情報一覧」には、申出日からさかのぼって1か月以内のある時点における実質的支配者の情報を記載してください。

※1 ①の50%及び②の25%の計算は、  
(1) 当該自然人が有する当該会社の議決権  
(2) 当該自然人の支配法人(当該自然人がその議決権の総数の50%を超える議決権を有する法人をいう。この場合において、当該自然人及びその一若しくは二以上の支配法人又は当該自然人の一若しくは二以上の支配法人が議決権の総数の50%を超える議決権を有する他の法人は、当該自然人の支配法人とみなす。)が有する当該会社の議決権が当該会社の議決権の総数に占める割合

# 申出人が作成する書類 ～実質的支配者リスト（間接保有②）～

## 実質的支配者情報 見

(商号) 第一電気機器株式会社 (会社法人等番号) 2600-01-234567

(本店) 岡山市北区南方八丁目3番24号

(作成年月日) 令和4年10月1日 (作成者(代表者)) 法務太郎

以下の情報は 令和4年10月1日 現在の実質的支配者情報である



実質的支配者の該当事由(①又は②のいずれかの左側の口内に✓印を付してください。)(※1)

① 会社の議決権の総数の50%を超える議決権を直接又は間接に有する自然人(この者が当該会社の事業経営を実質的

実質的支配者の該当事由(①又は②のいずれかの左側の口内に✓印を付してください。)(※1)

- ① 会社の議決権の総数の50%を超える議決権を直接又は間接に有する自然人(この者が当該会社の事業経営を実質的に支配する意思又は能力がないことが明らかな場合を除く。): 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則(以下「犯収法施行規則」という。)第11条第2項第1号参照
- ② ①に該当する者がいない場合は、会社の議決権の総数の25%を超える議決権を直接又は間接に有する自然人(この者が当該会社の事業経営を実質的に支配する意思又は能力がないことが明らかな場合又は他の者が会社の議決権の総数の50%を超える議決権を直接又は間接に有する場合を除く。): 犯収法施行規則第11条第2項第1号参照

### 対象となる実質的支配者該当事由

以下の①から④までの実質的支配者該当事由(犯収規則第11条第2項)のうち、**①及び②(同項第1号)を対象とする。**

#### 本制度の対象

議決権の50%超を直接・間接に保有する自然人がいる

YES

#### ① 当該自然人

(当該法人の事業経営を実質的に支配する意思又は能力を有していないことが明らかな場合を除く。)

NO

議決権の25%超を直接・間接に保有する自然人がいる

YES

#### ② 当該自然人

(当該法人の事業経営を実質的に支配する意思又は能力を有していないことが明らかな場合を除く。)

NO

出資、融資、取引その他の関係を通じて事業活動に支配的な影響を有する自然人がいる

YES

#### ③ 当該自然人(対象外) (同項第2号)

NO

④ 法人を代表し、業務を執行する自然人(対象外)  
(同項第4号)

※ 持分会社(同項第3号)は本制度の対象としない。

※ 国、地方公共団体、上場会社等は、自然人とみなされる(同条第4項)。

上記該当事由の  
**②の口**にチェック



# 申出人が作成する書類 ～実質的支配者リスト（間接保有③）～

者が当該会社の事業経営を実質的に支配する意思又は能力がないことが明らかな場合又は他の者が会社の議決権の総数の5.0%を超える議決権を直接又は間接に有する場合を除く。：旧商法施行規則第11条第2項第1号参照

実質的支配者の本人特定事項等(※2, ※3)

実質的支配者の本人特定事項等(※2, ※3)		国籍等		議決権割合	
1番	住居 岡山市北区番町五丁目4番20号 フリガナ ホウム タロウ 氏名(※6) 法務太郎	国籍等 日本・その他(※4) 生年月日 昭和33年12月18日生	議決権割合 40% (間接保有) 有・無(※5) ※有の場合は別紙に支配関係図を記載	実質的支配者 該当性の添付書面 申出会社の株主名簿の写し 実質的支配者の 本人確認の書面 運転免許証の写し	
2番	住居 東京都豊島区東池袋六丁目2番1号 フリガナ ホウム サプロウ 氏名(※6) 法務三郎	国籍等 日本・その他(※4) 生年月日 昭和56年11月12日生	議決権割合 26% (間接保有) 有・無(※5) ※有の場合は別紙に支配関係図を記載	実質的支配者 該当性の添付書面 申出会社の株主名簿の写し、岡山電気機器株式会社の株主名簿の写し 実質的支配者の 本人確認の書面 なし	

※1 記載する。議決権の全部又は一部を有する者(※2)は、その氏名(※6)を記載する。また、議決権を有する者(※2)は、その氏名(※6)を記載する。また、議決権を有する者(※2)は、その氏名(※6)を記載する。

※2 議決権の全部又は一部を有する者(※2)は、その氏名(※6)を記載する。また、議決権を有する者(※2)は、その氏名(※6)を記載する。また、議決権を有する者(※2)は、その氏名(※6)を記載する。

※3 議決権の全部又は一部を有する者(※2)は、その氏名(※6)を記載する。また、議決権を有する者(※2)は、その氏名(※6)を記載する。また、議決権を有する者(※2)は、その氏名(※6)を記載する。

※4 国籍等欄(ウ)にその国籍に係る国名又は地域名を記載する。

※5 議決権を有する者(※2)は、その氏名(※6)を記載する。また、議決権を有する者(※2)は、その氏名(※6)を記載する。また、議決権を有する者(※2)は、その氏名(※6)を記載する。

※6 外国人の氏名は、アルファベット表記(漢字圏の外国人の氏名については漢字との併記をすることができる。)し、フリガナをカタカナで表記する。

**議決権割合欄**  
 (オ)には、「**申出会社に係る直接又は間接に有している議決権の割合を合計した割合**」を記載してください。  
 また、**間接に有している議決権の有無**も記載してください。  
**間接保有の場合**には、「**有**」を選択し、**別紙に支配関係図を記載**してください。

**実質的支配者の本人特定事項**として、**ア実質的支配者の氏名(フリガナを含む)・イ住居・ウ国籍等・エ生年月日**を記載してください。

- (注1) 実質的支配者が「外国人」である場合  
 氏名欄(ア)に当該外国人の氏名をアルファベット表記(漢字圏の外国人の氏名については漢字との併記をすることができる。)し、フリガナをカタカナで表記し、国籍等欄(ウ)にその国籍に係る国名又は地域名を記載する。
- (注2) 実質的支配者が「**自然人とみなされる上場会社等**」である場合  
 住居欄(イ)に本店の所在場所を、氏名欄(ア)に商号を、それぞれ記載する。国籍等欄(ウ)及び生年月日欄(エ)への記載は不要。

# 申出人が作成する書類 ～実質的支配者リスト（間接保有④）～

④

2番	住居	東京都豊島区東池袋六丁目2番1号	国籍等	日本・その他（※4）	議決権割合	26% (間接保有有無※5) ※有の場合は別紙に支配関係図を記載
	フリガナ	ホウム サプロウ	生年月日	昭和56年11月12日生		
	氏名(※6)	法務三郎	④ 実質的支配者 該当性の添付書面	申出会社の株主名簿の写し、岡山電気機器株式会社の株主名簿の写し		
			⑤ 実質的支配者の 本人確認の書面	なし		

**実質的支配者該当性の添付書面欄（④）**には、「**実質的支配者情報一覧**に記載されている者が**実質的支配者に該当することを裏付ける基本的な資料**」等を記載してください。

**申出会社**については、添付書面の種類に応じて、「**申出会社の株主名簿の写し**」、「**申出会社の申告受理及び認証証明書**」、「**申出会社の確定申告書別表二の写し**」と記載してください。

**申出会社**に係る「**実質的支配者情報一覧**に記載されている者が**実質的支配者に該当することを裏付ける基本的な資料**」は、**必ず添付**してください。

**支配法人を確認するための書面**については、**申出会社**とは別の法人の内部文書等であることから、必ずしも**申出会社が自律的に添付することができない**こともあって、**添付するかどうかは任意**となっています。

**添付する場合**には、添付書面の種類に応じて、「**●●株式会社の株主名簿の写し**」等と記載してください。

**実質的支配者の本人確認の書面欄（⑤）**には、「**実質的支配者情報一覧**に**実質的支配者として記載された者の本人確認書面**」を記載してください。

具体的には、例えば、**運転免許証の表裏両面の写し（当該実質的支配者が原本と相違ない旨記載し、記名したもの）**を添付するのであれば、「**運転免許証の写し**」と記載してください。

**申出会社が常に取得できるものではない**ため、この「**実質的支配者情報一覧**に**実質的支配者として記載された者の本人確認書面**」を**添付するかどうかは任意**となっています。

**添付しないのであれば、空欄ではなく、必ず「なし」と記載**してください。

# 申出人が作成する書類 ～実質的支配者リスト（間接保有⑤）～

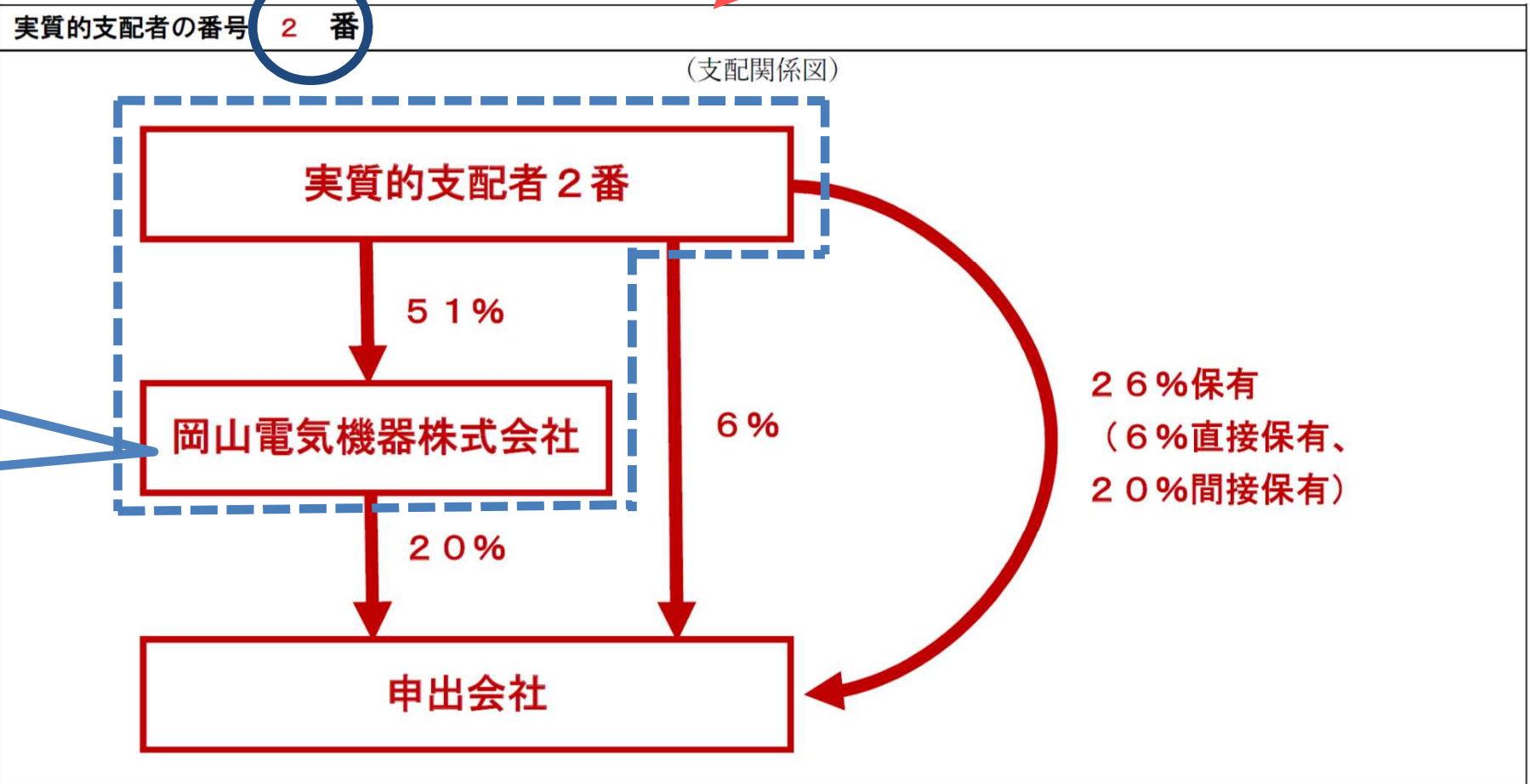
③

2番	住居	東京都豊島区東池袋六丁目2番1号	国籍等	日本・その他 (※4)	議決権割合	26% (間接保有有無 (※5) ※有の場合は別紙に支配関係図を記載)
	フリガナ	ホウム サブロウ	生年月日	昭和・平成・西暦 56年11月12日生		
	氏名 (※6)	法務三郎	実質的支配者 該当性の添付書面	申出会社の株主名簿の写し、岡山電気機器株式会社の株主名簿の写し		
			実質的支配者の 本人確認の書面	なし		

実質的支配者2番の支配関係図を記載する場合には、「2番」と記載してください。

「間接保有 有」の場合には、別紙に支配関係図（支配法人と申出会社との間の支配関係に係る情報）を記載してください。

④ (別紙)



支配法人(当該自然人がその議決権の総数の2分の1を超える議決権を有する法人)

# 申出人が作成する書類 ～実質的支配者リスト（間接保有⑥）～

C

(日本産業規格A列4番)

## 実質的支配者情報一覧

(商号) 第一電気機器株式会社 (会社法人等番号) 2600-01-234567  
 (本店) 岡山市北区南方八丁目3番24号  
 (作成年月日) 令和4年10月1日 (作成者(代表者)) 法務太郎

以下の情報は、令和4年10月1日 現在の実質的支配者情報である。

実質的支配者の該当事由(①又は②のいずれかの左側の口内に✓印を付けてください。)(※1)

① 会社の議決権の総数の50%を超える議決権を直接又は間接に有する自然人(この者が当該会社の事業経営を実質的に支配する意思又は能力がないことが明らかな場合を除く。): 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則(以下「犯取法施行規則」という。)第11条第2項第1号参照

② ①に該当する者がいない場合は、会社の議決権の総数の25%を超える議決権を直接又は間接に有する自然人(この者が当該会社の事業経営を実質的に支配する意思又は能力がないことが明らかな場合又は他の者が会社の議決権の総数の50%を超える議決権を直接又は間接に有する場合を除く。): 犯取法施行規則第11条第2項第1号参照

実質的支配者の本人特定事項等(※2, ※3)

番号	氏名(※6)	住所	国籍等	生年月日	議決権割合	備考
1番	氏名(※6)	フリガナ <u>ホウム タロウ</u>	日本・その他(※4)	昭和・平成・西暦 <u>33年12月18日生</u>	40%	(間接保有)有・無(※5) ※有の場合は別紙に支配関係図を記載
	住所	<u>岡山市北区番町五丁目4番20号</u>				
	実質的支配者該当事由の添付書面	申出会社の株主名簿の写し				
2番	氏名(※6)	フリガナ <u>ホウム サブロウ</u>	日本・その他(※4)	昭和・平成・西暦 <u>56年11月12日生</u>	26%	(間接保有)有・無(※5) ※有の場合は別紙に支配関係図を記載
	住所	<u>東京都豊島区東池袋六丁目2番1号</u>				
	実質的支配者該当事由の添付書面	申出会社の株主名簿の写し、岡山電気機器株式会社の株主名簿の写し				
3番	氏名(※6)	フリガナ	日本・その他(※4)	(昭和・平成・西暦)	%	(間接保有)有・無(※5) ※有の場合は別紙に支配関係図を記載
	住所					
	実質的支配者該当事由の添付書面					

※1 ①の50%及び②の25%の計算は、次に掲げる割合を合計した割合により行う(犯取法施行規則第11条第3項)。  
 (1) 当該自然人が有する当該会社の議決権が当該会社の議決権の総数に占める割合  
 (2) 当該自然人の支配法人(当該自然人がその議決権の総数の50%を超える議決権を有する法人をいう。この場合において、当該自然人及びその若しくは二以上の支配法人又は当該自然人の一若しくは二以上の支配法人が議決権の総数の50%を超える議決権を有する他の法人は、当該自然人の支配法人とみなす。)が有する当該会社の議決権が当該会社の議決権の総数に占める割合  
 ※2 「住所、氏名」欄には、①の場合は、該当する者1名を記載し、②の場合は、該当者全員を記載する。  
 ※3 犯取法施行規則第11条第4項によって、上場企業等及びその子会社は自然人とみなされるので、上記自然人の「住所、氏名」欄に、その「住所、氏名」を記載する。  
 ※4 「国籍等」欄は、日本国籍の場合は「日本」を○で囲み、日本国籍を有しない場合は「その他」を○で囲んで具体的な国名等を( )内に記載する。  
 ※5 議決権の全部又は一部を間接保有する場合には「有」を、全部直接保有する場合には「無」を○で囲む。  
 ※6 外国人の氏名は、アルファベットで表記(漢字圏の外国人の氏名については漢字との併記可)し、フリガナをカタカナで表記する。

D

(別紙)

(日本産業規格A列4番)

実質的支配者の番号 2番

(支配関係図)

```

    graph TD
      A[実質的支配者2番] -- 51% --> B[岡山電気機器株式会社]
      A -- 6% --> C[申出会社]
      B -- 20% --> C
      A --- D[26%保有  
(6%直接保有、  
20%間接保有)]
    
```

実質的支配者の番号 番

(支配関係図)

完成!

## 【実質的支配者情報一覧の作成に当たっての留意事項】

- A4サイズで作成してください。
- 手書きでもOKです。
- 文字の色は、上記記載例のように赤色で作成する必要はありません。黒色で大丈夫です。
- 鉛筆など、容易に消去することができる筆記具で作成することは認められていません。

※ 誤記した場合、訂正印による訂正など、実質的支配者情報一覧に直接削除・加入等を施すような訂正はできません！  
誤りのない実質的支配者情報一覧を再作成してください。

※ 申出会社の実質的支配者が誰か、また、実質的支配者が直接保有しているか間接保有しているかは、申出会社が把握している事項ですので、商業登記所（法務局）では分かりません。